

申請にあたりご注意頂きたいことにつきまして

申請に係り、ご注意いただきたいこと及び多く頂いてる質問の回答につきまして下記のとおりとりまとめましたのでご注意下さい。

●ご注意いただきたい点

本事業は環境省の補助事業であり、現在のエネルギー使用量より増加し、CO2が増加する事業は対象になりません。

下記の状況では、増エネになる可能性が非常に高いため申請はできません、必ずLEDや空調による削減が必要になります。

例

・既存の換気扇を残し稼働させたまま、新たに全熱交換器を追加し、換気量を増加させる場合

・既存の全熱交換器を残し稼働させたまま、新たに全熱交換器を追加し、換気量を増加させる場合

・自然換気の部屋で換気量を維持したまま、全熱交換器を追加し換気量を増加させる場合

・24時間換気ビルで換気量を維持したまま、全熱交換器を追加し換気量を増加させる場合など

省エネ計算シートは全ての事業計画には対応しておりませんので、シートの利用（エネルギー計算）に関しては申請者が責任を持ち、申請をして頂くこととなりますので、必ず換気計画、エネルギー計算を設備会社さんにご相談の上、申請を行って下さい。

既存の機械換気設備の一部または全部を残し、全熱交換器を追加される場合の注意事項

既存の機械換気設備の一部または全部を残し、全熱交換器を追加される場合は、新設備の欄に既存の機械換気設備のデータを入力してください。

つまり、旧設備欄は、改修前に稼働している換気設備全てを、新設備欄には改修後に稼働している換気設備全てを入力していただくこととなります。

なお、新設備の換気設備の種類を選択肢として「全熱交換器」しか選択できないようになっておりますが、機械換気設備の場合は、換気設備の種類は空欄のまま、型番以下について入力してください。

●よくある質問

Q：応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められています。応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。

A：応募時は、1者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、公募要領等に定める場合を除き、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があるため、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。

Q：工場の事務所は対象ですか。

A：工場内の事務所については対象になります。

Q：申請の単位は、法人単位ですか、事業所単位になりますか。

A：どちらでもかまいませんが、1つの申請に対して補助金の上限額がかかりますのでご注意ください。

Q：室の人数の算定はどのようにしますか。

A：建築基準法での換気量の確保をした上でご検討ください。

なお、利用人数や換気が過大になる場合は、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省を参考に決定してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

Q：既に高機能換気設備が導入されていますが、応募は可能ですか。

A：設置後数年程度の場合、熱交換率が下がる場合などは応募できませんが、同じ熱交換率であっても風量を増やす必要がある場合は応募できます。

Q：NPO法人は申請できますか。

A：環境省大臣協議が必要となり、時間を要しますのでその際は早めにSERAまでご連絡ください。

Q：壁掛けの全熱交換器の換気扇は対象ですか。

A：対象になり得ますが、1人あたり30立米の換気量の確保が必要となりますので、ご注意ください。

Q：補助金額の例を教えてください。

A：高性能換気設備の導入に関して、設備費と工事費を合わせて上限1000万円、その他LED・空調の導入は換気設備を上限に、上限1000万円が補助対象経費になります。補助対象経費に補助率を乗じた金額が補助金となります。

例1：換気設備800万円、空調工事600万円、補助率1/2の場合の補助金
補助対象経費（換気設備800万円、空調工事600万円）×1/2→補助金700万円

例2：換気設備800万円、LED1000万円、補助率1/2の場合の補助金
補助対象経費（換気設備800万円、LED800万円）×1/2→補助金800万円

例3：換気設備1200万円、LED800万円、補助率1/2の場合の補助金
補助対象経費（換気設備1000万円、LED800万円）×1/2→補助金900万円

Q：幼稚園は対象になりますか。

A：公立の幼稚園は対象になりません。私立の幼稚園は対象です。

Q：持続化給付金等国の補助金との併用は可能ですか。

A：今回の事業で空調を対象としている場合、同じ空調に国の他の補助金を併用することはできません。空調以外の補助金であれば対象になります。

Q：補助率はどのようになりますか。

A：公募要領3ページの「2. 対象施設」に示すとおり、中小企業（個人事業主を含む）かつ不特定多数が利用する室については補助率が2/3、特定の者が利用する室や中小企業以外の者の補助率は1/2となります。表以外の場所については中小企業、大企業関わらず1/2になるとお考え下さい。

【補助対象となる施設（例）】

日本標準産業分類にある業種	施設（例）	補助率	
		中小企業 個人事業主	大企業
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料 卸売店	2 / 3	1 / 2
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所		
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レ ストラン		
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式 場、理美容室、興行場		
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム		

Q：省エネ計算シートの全熱交換器の熱交換率の裕度とはなんですか。

A：省エネ計算シートにおいて、実際の数値より効果が良い方向にできる場合がございますので、裕度をいれて実際の数値に合うよう調整してください。

Q：旧設備の能力がわからない場合はどのようにしてください。

A：次の順番にてお考え下さい。

- ①旧設備の形式を確認後、メーカー等にお問い合わせ頂き、ご確認ください。
- ②建物設置時の資料がある場合は、換気設備部分の資料を確認してください。
- ③現況の室用途から換気計算を行い、設置されている設備の能力を想定ください。
- ④新しく導入する設備と同じ換気量と仮定してください。

Q：天井補修や穴あけ工事などの付帯工事は補助対象となるのでしょうか。

A：対象となる換気設備等に関係して付帯する工事であれば補助対象となり得ます。

Q：有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は対象になりますか。

A：福祉施設の扱いであれば有料老人ホームは対象になります。サービス付き高齢者向け住宅は住宅になり対象外になります。